

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第七項の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録事項の変更の届出があった。

令和四年七月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

登録検査機関の名称		広島中央農業協同組合		
変更のあった農産物検査員	変更内容	追加		
	氏名	有田 稔	吉川 寛人	古谷 葵
農産物検査を行う農産物の種類	変更年月日	もみ、玄米、小麦、大豆	もみ、玄米、小麦、大豆	もみ、玄米、小麦、大豆
	抹消	もみ、玄米、小麦、大豆	もみ、玄米、小麦、大豆	もみ、玄米、小麦、大豆
変更年月日		令和四年六月六日		